

## 2018(平成30)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

# 民法

(120分, 総点150点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

### 注意

1. 問題冊子は, 表紙を含めて4ページで, 問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

## 第1問

2005年2月8日、Aは、所有する甲土地を古くからの友人Bに売却し、同日、売買代金の一部が支払われて引渡しが行われた。売買契約書には、所有権移転時期について「代金完済時に所有権が移転し、売主はすみやかに移転登記をするものとする」と記載されていた。その後、同年3月8日に残代金全額が支払われたが、Aが「会社が融資を受ける際に社長の自分の個人財産に甲土地が含まれているようにみせたいので登記は少し待ってくれ。」と言うので、移転登記はなされないままであった。その後、まもなく、Bは甲土地上に乙建物を建築して居住を開始した。

2008年10月にAが死亡してCが単独で相続し、甲土地についても相続登記がなされた。Bはその登記のことを知ったが、Cから「事情は父から聞いて了解している。登記のことは心配しなくてもよい」と言われ、特に異議を唱えることなく登記はそのままにして、従来通り甲土地の利用を続けていた。

ところが、2016年4月25日、Cは、債権者である金融業者Dから厳しく弁済を迫られ、やむを得ず、代物弁済として甲土地を提供することにし、CからDへの所有権の移転登記が行われた。Dは、Aの生存中からA、Cとは融資のことで長いつきあいがあり、甲土地がAからBに売却されてBがその上に乙建物を建てて居住してきたことも、B名義の移転登記がなされてこなかった事情も知っていたものとする。DはBに対して、乙建物の収去および甲土地の明渡しを請求している。

(1) 判例・通説は、売買契約によってすでに所有権を取得した買主であっても、民法第162条の取得時効による所有権取得を主張することができるかと解している。その理由としてはどのようなことが考えられるだろうか。(20点)

(2) Bは、登記をしていなくても時効による所有権取得を主張して、Dからの請求を拒むことができるかについて論じなさい。(40点)

第2問

1 Aは、その所有地を建物所有目的でB株式会社に賃貸し、Bは地上に建物を建て、運送業を営んでいた。Bは小規模な会社であり、会社の株式はその代表取締役と親族がすべて保有していた。しかし、Bの経営が悪化し、Bの代表取締役およびその親族は、会社の株式すべてをCとその親族に譲渡し、CがBの代表取締役となり、Bの営業を引き継いだ。

Aは、Bの役員などの交替を捉えて、賃借権の無断譲渡を理由として土地賃貸借契約を解除し、Cに対して建物収去、土地明渡しを求めた。Aのこの請求は認められるか。(30点)

2 80歳のDが自動二輪車を運転してE小学校の校庭のわきの道路を通行中、放課後に遊んでいた11歳の小学生Fがサッカーのゴールポストをめがけて蹴ったボールが校庭から道路に飛び出し、Dの自動二輪車に当たったためDが転倒し、骨折などの傷害を負い、入院した。Dは入院中に認知症を発症し、入院後1年を経たころに、誤嚥性肺炎により死亡した。

Dの相続人Gが、Fの両親H、Iに対して、D死亡による損害の賠償を請求する場合に問題となる要件を2つにまとめ、その要件を満たしているかどうかを検討しなさい。(30点)

第3問

Aが死亡し、配偶者のBと子どもC, D, E, Fが相続人となった。Aの主たる遺産は時価4000万円の不動産と総額4000万円の銀行預金である。

次の(1)と(2)に答えなさい。

(1) Aには遺言はなかった。この場合、遺産の分割のためにはどのような手続が必要となるか。説明しなさい。(15点)

(2) Aは15年前にCが事業を始めた際に1200万円の援助をしていた。また、Dは20年前に婚姻する際にAから800万円を持参金として受け取っていた。Aは10年前から病気で寝込んでおり、高齢のBに代わってEがAの療養看護に努めてきた。また、FはAが代表者として経営してきた事業の継続に尽力してきた。

CとDは、Bが4000万円に相当する不動産を取得することにし、4人の兄弟姉妹が銀行預金の払い戻しを受け、平等に1000万円ずつを分けようと提案している。しかし、EとFはAの療養看護や事業継続に全く協力しなかったCとDの言い分に納得できず、話がまとまっていない。

C～Fの言い分をどのように考慮して、Aの遺産を分割する話を進めていくべきか。答えなさい。(15点)